

令和6年度大田市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

大田市は、島根県のほぼ中央部に位置し、日本海に面した海岸部と大山隠岐国立公園に指定されている三瓶山や大江高山火山群等の急峻な山間部を有している。総面積は435.71km²で79%が山林となっており、中山間地域である。

農業経営のほとんどが水稻を基幹作物とした、肉用牛、野菜（施設園芸を含む。）等の複合経営であるが、大型の畜産経営体が多いのも特徴である。農業産出額は畜産、米、野菜の順に多く、特に畜産は約6割を占める。

土地利用作物には大豆、そば、飼料作物等があるが、不作付地や鳥獣被害の増加等により、中山間地域の生産意欲の減退が懸念されている。しかし、その一方では、遊休農地を利用した繁殖和牛の放牧が普及しており、荒廃農地対策としての効果をあげている。また、県内有数の畜産基地であり、堆肥となる原料も豊富であることから、今後、地域資源として有効活用し安全・安心な農産物の生産販売の推進を図っていく。

担い手育成の推進等を行い令和5年度末では、認定農業者が80経営体、認定新規就農者が10経営体、集落営農組織は42組織である。しかしながら、農業者の高齢化・後継者不足等の課題は続いており、今後も更なる取組の強化を図っていく必要がある。

さらに、今後は水田における収益性の高い農業を進めるため、島根県と連携しながら高収益な園芸作物の導入による園芸産地づくりを推進していくこととしている。

(1) 作物振興及び水田利用の将来と方向

当市では、儲かる農業の仕組みづくりや担い手確保のため、地域特性を活かしながら、農業振興に向けた施策を強力かつ集中的に進めていくため、平成28年度に改訂した「大田市農業活性化プラン」に取り組んでいる。

作物振興については、適地適作を基本としながら生産性が高く、市場性のある作物を地域の特産として推進を図る。また、省力化・収益力向上に資する取組を下記のとおり取り組んでいく。

産地形成には農用地の集積を図り、団地化や集団化を推進していくことで、効率の良い低コスト生産を目指す。

併せて、耕作放棄地、不作付地等の発生防止と解消のために、地域の話し合い等を通じて、農地中間管理機構を利用し、担い手への農地集積が図られる体制を関係機関及び農業委員会と連携し取り組んでいく。

さらに、畜産との連携により地域内にある有効資源の活用を促進し、飼料用米、WCS用稲、野菜、飼料作物等の生産と放牧に積極的に取り組んでいく。

○省力化・収益力向上に資する取組

区 分	取 組 内 容
省力化共同利用加算	対象作物専用農機での作業及び共同利用、作業委託を推進し作業の省力化・効率化を図り、生産規模拡大を目指す
集積加算	集積に係る経費等の一部を支援し、一定規模以上の作付を推進することで、供給量の増加、収益力向上を図り収益力向上を目指す
作付規模拡大加算	前年産作付合計面積を上回る面積について、農地の土壌改良に係る費用等の一部を助成することで、1経営体当たりの作付面積拡大とともに作業の効率化を図り、供給量の増加、収益力向上を目指す
生産性品質向上加算	県内有数の畜産地帯であることを活かし、地域資源である牛ふんや鶏ふん等の散布等の経費を一部支援することで、農業者の収益力向上を図る
生産工程管理認証加算	農業者へ生産工程管理の取組面積の増加及び認証取得に向けた誘導を行い、生産量の増加、面積拡大を目指す
二毛作支援	年間を通じた農地の高度利用を推進することにより農業者の所得の向上を図る
飼料用米・WCS用稲作付集積支援	集積に係る経費の一部を支援し、一定規模以上の作付を推進することでコスト削減、収益力向上を図る

(2) 担い手の明確化と育成の将来方向

生産基盤の脆弱な立地条件に加え、高齢化と担い手不足が進行する当市では、農業生産の拡大に向けた取組や農地の有効利用を図る観点から、地域計画に位置付けられた中心となる担い手の育成を進めることにより、水田農業の発展に資する。

① 担い手の定義

区 分	定 義
認定農業者	農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、農業経営改善計画を作成し、市の農業経営基盤強化促進基本構想に照らして適切であるものとして市町村よりその計画の認定を受けた者
認定新規就農者	農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、青年等就農計画を作成し、市の農業経営基盤強化促進基本構想に照らして適切であるものとして市町村よりその計画の認定を受けた者
集落営農組織	以下の要件を満たす者 1) 組織の規約の作成があること 2) 対象作物の共同販売経理の実施をしていること
特定農業法人等	農用地利用改善団体が作成し、市が認定した特定農用地利用規程に定められた農地所有適格法人及び団体

② 担い手の育成・確保目標

高齢化の進展に伴い担い手不足が進行していることから、島根県立農林大学校や島根県農業振興公社等との連携により認定新規就農者を確保し、JAや生産者組織等の協力を得て、認定新規就農者を育成し、将来の認定農業者へとステップアップしていく。

個別農業者の認定農業者については、販売金額の拡大による所得の向上を支援し、早期の法人化へと誘導する。法人経営の認定農業者については、経営の安定と持続的発展を支援する。

集落営農組織については、経営基盤の脆弱性が懸念されるところであることから、規模の拡大や収益力の向上を支援していく。また、特定農業法人や特定農業団体については、基盤整備を進めるなど作業効率の向上を支援していく。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当市では、近年水田の基盤整備が進みつつあり、整備された水田では、白ねぎやアスパラガス、ミニトマト等の高収益作物が栽培されるようになってきた。

今後も当面の間、基盤整備が計画されていることから、基盤整備された水田を中心に、高収益作物を導入し、積極的に産地形成を図っていく。

このような整備された水田では、収益力が10%以上向上し、農業者の所得向上や水田農業の発展に寄与していく。

(1) 適地適作の推進

冬場に曇雨天の日が多く、降雨・降雪量の多い日本海側気候の当市において、適地適作の推進は欠かせない。また、土性は粘質土が多いことから排水不良田が多く、冬作物の栽培が少ない現状にある。

天候の良い春から秋にかけての栽培を基本としつつも、今後は基盤整備された水田を中心に、冬作物への取組も農業者の所得向上の為には欠かせない。そのためには、二毛作に向く作物の選定と定着を急ぐ必要がある。

(2) 収益性・付加価値の向上

①高収益作物への計画的な転換方針

高収益作物への転換・導入にあたり、実証ほを設置したうえで、その経済性を検証し、計画的な導入を進める機関として水田農業高収益化推進プロジェクトチームを設置する。当プロジェクトチームでは、近年増えつつある法人経営において、高収益作物が儲かる作物として経営の発展に寄与することを目指す。

②転換作物の付加価値の向上に向けた方針

「出荷農業者」から「販売農業者」への転換には、マーケットインの視点が欠かせない。これまでの市場流通を基本としつつも、スーパー等実需者との直接取引を進めていく必要がある。

また、運送業界の人手不足による運賃高騰の影響は農業者の経営にも影響を与えつつあることから、輸送体制の見直し・検討を進める必要がある。

えごまやミニトマト、いちごは加工にも向く品目である。特にえごまは、JAが搾油機を整備し、えごま油としての需要が見込まれることから、今後一層の生産拡大を図っていく。

このような活動をととして「石見銀山ブランド」を確立するためには、安全・安心のベースとなるGAPの取組を加速化する必要がある。アスパラガスやメロンでは既に

「美味しまね認証」の団体認証を取得しており、他の品目にもこのような動きを広げていくこととする。

全国に販売網を有する海産物加工業者の間では、地場産野菜をミックスした商品の開発に力を入れており、今後一層の拡大が期待できる。

(3) 新たな市場・需要の開拓

増産された高収益作物は、これまでの市場や実需者を満たしつつ、新たな需要先を開拓する必要がある。農業者の経営の安定と所得の向上のため、値決め販売等による契約取引の拡大を進めていく。

(4) 生産・流通コストの低減

基盤整備地を中心に、高収益作物の導入を進めつつある当市において、整備後の水田の有効活用のためには、担い手への農地の集積・集約化は必須であり、排水対策を必要とするこれらの高収益作物のうち、特に露地作物は、リスク低減のためにも団地化を基本とするとともにブロックローテーションによる輪作体系の確立が必要である。

また、近年、新たな機器が開発されているICT技術の活用や徹底した機械化等による労力削減等により、生産コストの一層の低減を図っていく。

一方、近年高まりつつある流通コストの低減については、他業種等の物流システムを活用することによる低減効果の実証的取組を行い、その効果の検証を基に低コスト流通の取組を拡大していく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当市では、基盤整備をする際には、高収益作物等の導入を見据えて、原則として排水口の位置を田面から45cm程度下げることとしている。このように整備された水田では、担い手を中心に、需要に応じた水稻の作付けが行われる一方で、高収益作物が盛んに栽培されるようになっている。

このような地域では、担い手に農地の概ねが集積・集約され、計画的な農地の利用が行われている。担い手は、二毛作も含めて農地を最大限に活用するようになり、所得も向上してきている。

地域の担い手は、地域の実情に応じ認定農業者や新規認定就農者、さらに集落営農組織等が活躍している。このような地域農業を目指し取組を進める。

(1) 地域の実情に応じた農地の在り方

現在は人・農地プランを法定化した「地域計画」の作成を行っており、今後耕作していく農地エリアについて現状や課題をふまえ、米から高収益作物への転換、有機農業の導入、水田の畑地化等、地域の実情をふまえた目指すべき将来の地域農業について協議を行っていく。また、農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を進める。

今後基盤整備を行う水田では、ミニトマトやアスパラガスなどの施設園芸品目について、積極的に畑地への転換を進めることとする。

(2) 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

当市で高収益作物と位置付けるえごまは、獣害を受けにくいという特性を有することや、収益性が米を上回ることから、獣害の多い中山間地域を中心に推進しているところである。

また、えごまの裏作として栽培が可能で契約取引が見込めるカモミールを、水田利用率向上の観点から推進していく。

(3) 地域におけるブロックローテーション体系の構築

同一農地で同じ作物を連続して生産すると、病気や収量低下等の連作障害が発生するため、転換作物の生産性向上を図る上では、生産農地を一定面積団地化した上で、一定期間ごとに回転させるブロックローテーションが有効である。

このため、地域における水田の利用状況（作付体系）を点検しつつ、平たん地域では、大豆やキャベツ等の転換作物を一定面積集約した上で水稻とのブロックローテーションを進める。

中山間地域においては、そば、えごまや飼料作物等の転換作物を土地条件も考慮しつつ一定面積を集約した上で、輪作やブロックローテーションを進める必要がある。

なお、ブロックローテーションの構築には、地域の合意が不可欠であることから、産地づくり体制構築等支援を活用し、基盤整備を行った地域や集落営農組織において取組をスタートさせ、その成果を市内全域に波及させることとする。

(4) 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

転作の現地確認結果を踏まえ、給排水条件等が悪く数年以上水稻が作付けされておらず、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、また今後も水田作に活用される見込みがない水田がないか等について適宜点検を行い、点検結果を基に畑地転換を指導するなど適切な処置を講ずることとする。

具体的には、一定期間以上畑作物のみを生産し続けている水田については、畑地化支援を活用して畑地化を推進する。

一方、地域におけるブロックローテーション体系の構築については、上記（3）記載のとおりその取組を加速化させる。

令和6年度に関しても、畑地化やブロックローテーションの体制構築に必要な現地確認や打合せなどを行い、その取組を推進していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

大田市の美しい山々や水を守りながら、自然と調和した「環境農業」の推進を図る。

安全で安心な農産物の生産が求められる中で、生産履歴を明らかにした生産を推進し、需要に応じて求められている米づくりに力を入れた取組を行う。

生産・販売への取組

① 地域特性を活かした作付推進

山間部（三瓶、高山、富山、井田）を中心とした「石見銀山エコロジー米」「石見銀山つや姫」「あか穂もち」等、地域特性を活かした特色ある米の生産を図っていく。

平坦部については、販売を起点とした米づくりを進めるため、販売先からの要望・適地適作の考え方を踏まえ「つや姫」、「きぬむすめ」への作付転換を推進する。

ア 特別栽培米（コシヒカリ・つや姫）

慣行栽培との差別化を図り、減農薬・減化学肥料で生産した米を全農・米卸業者・特色米取扱専門店を中心に販売する。

また、県内有数の畜産地帯であることを活かし、地域資源である牛ふん・鶏ふん等を有効利用した循環型農業を推進していく。

イ 酒米

地元酒造メーカーとの間で契約栽培が行なわれており、その酒米を使用して「地酒」として商品化されている。このようなことから、今後も需要に応じた生産量の確保を図る。

ウ その他特色米（あか穂もち）

江戸時代より当地域で栽培されてきた在来種のもち米「あか穂もち」（商標登録済）を大田市の特産品として伝承していくとともに、氷感技術を用いて付加価値をつけた餅加工として販売を行っていく。

② 低コスト生産をめざした米づくりの推進

消費者ニーズに対応した安全・安心で美味しい米づくりを実践するため、化学合成肥料・化学農薬の低減等により低コスト生産を目指す。また、コントラクター（作業受託組織）が中心となり、耕種農家と畜産農家の連携による稲わら収集と堆肥の有効活用ができる体制を強化していく。

（２）非主食用米

ア 飼料用米

需要が拡大しており、実需者の要望に応えるため、多収品種栽培及び栽培管理の徹底による単収アップを図りながら、生産量の増大を目指す。また、耕畜連携の取組として、わら利用についても、面積拡大を目指す。

イ 新市場開拓用米

主食用米の需要が年々減少する中、国内外の米の新市場の開拓を図り、食料自給率・自給力の向上や所得の向上を図るため、新たな転作の取組として検討していく。

ウ WCS 用稲

耕畜連携の取組を強化し、計画的な需給量生産に向け、集積等による団地化を推し進め、安定供給可能な自給飼料生産に取り組む。

エ 加工用米

生産については現在取り組まれてはいないが、今後、体制整備を検討していく。

（３）麦、大豆、飼料作物

大豆は、主要な水田転作作物として集積等による低コスト生産を目指し、加工業者等への

計画的、安定的に供給するため生産量の増大を目指す。

市内には大型畜産農家自らが自給飼料生産を行っているが、今後もわら利用、水田放牧等の耕畜連携の取組を拡大し、管内の生産供給体制の確立を目指す。また、ほ場の有効利用として、二毛作の取組も推進していく。

（４）そば、なたね、カモミール

そばは、山間部で栽培可能な数少ない作物で、古くから作付けされており、「三瓶そば」等の名称で親しまれ、地元のそば店等に供給されている。また地域おこしの一環として「そば打ち」体験交流や地域イベントでも使用されている。「三瓶そば」がGIを取得し、三瓶地域の農地集積、機械の共同利用等を進めながら、作業効率向上や需要に応じた生産量の増大を図る。

なたねとカモミールは、冬作物として農地の有効活用の観点から推進していく。

（５）地力増進作物

近年、化学肥料の多用や堆肥、有機質肥料施用の減少などにより水田の地力は総じて低減傾向にある。このため、水稻栽培を含め、有機栽培や高収益作物、えごまや大豆等への転換に向けて計画的な土づくりに取り組む必要がある。なお、地力増進作物の種類は、島根県水田収益力強化ビジョンに準じる。

（６）高収益作物

ア キャベツ

担い手（集落営農組織・認定農業者）を中心とした新規生産者を確保し、露地での転作物として、栽培面積の拡大を図るとともに、通年出荷を行うための栽培体系を推進する。

イ アスパラガス

共同選果により品質の均一化が図られ、市場から高い評価を得ている。今後も、ハウス事業等を活用しながら産地を拡大し更なる収量・品質向上を図り、有利販売につなげていく。

ウ 白ねぎ

白ねぎを振興作物として位置づけ、ほ場整備により集落営農組織を中心として露地での転作品目として、作付面積の拡大を図り、産地化を目指していく。

エ えごま

採卵鶏の飼料原料として使用され、「えごま玉子」として商品化されている。また、新商品「えごま油」の販売に伴い、今後も、需要が見込まれる作物である。

また、獣害を受けにくいことから遊休農地解消対策を含めた水田の有効利用を図ることによる安定的な生産により、需要に応じた契約取引を推進していく。

オ ミニトマト

ミニトマトの品種の中でもアンジェレは、全農との間で月ごとの値決め販売が行われており、農業者の経営の安定の観点から推進していく。

カ メロン

市場出荷に加えて贈答販売を進め、『美味しまね認証』をセールスポイントとして、量販店等への販売強化や有利販売につなげ、需要に応じた契約取引を推進していく。

キ いちご

いちごは、世代間を通じて嗜好性の高い品目であり、「石見銀山いちご」として市場へ安定的に供給し、『美味しまね認証』の取得に向けた取組を行い、量販店等への販売強化や有利販売につなげていく。価格が安定していることから農業者間では儲かる品目と認識されている。

これまで面積拡大が困難であった理由は、施設費が高価であること、手間がかかること等があり、今後は、これまでの高設栽培に加えて、統合環境制御等の ICT 技術を駆使し、省力化と単収向上による収益性の改善により、栽培の拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等 ～ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）添付

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	826.4		808.1		800.0	
備蓄米						
飼料用米	77.3		72.2		80.0	
米粉用米						
新市場開拓用米						
WCS用稲	25.5		28.6		30.0	
加工用米						
麦	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
大豆	21.0		20.7		25.0	
飼料作物	43.1	8.8	48.4	7.4	50.0	10.0
・子実用とうもろこし						
そば	24.0		29.4		32.0	
なたね						
地力増進作物	0.0		0.3		0.3	
高収益作物	21.7		24.7		35.0	
・野菜	11.4		13.1		20.0	
・花き・花木	0.0		0.0		0.0	
・果樹	0.0		0.0		0.0	
・その他の高収益作物	10.3		11.6		15.0	
その他						
カモミール	1.1	1.1	1.4	1.4	1.5	1.5
畑地化	2.9		11.1		12.0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
				（令和5年度）	（令和8年度）
1	キャベツ、えごま、いちご、メロン、アスパラガス、白ねぎ、ミニトマト	振興作物作付支援	作付面積	11.8 ha	25.0 ha
2	WCS用稲、大豆、そば、えごま、白ねぎ	省力化共同利用加算助成	利用面積	44.7 ha	55.0 ha
3	大豆、そば、別記1	集積加算助成	集積・拡大面積	67.1 ha	56.0 ha
4	WCS用稲、大豆、そば、別記1	作付規模拡大加算助成	集積・拡大面積	9.9 ha	18.0 ha
5	WCS用稲、飼料用米、大豆、キャベツ、えごま、白ねぎ、アスパラガス	生産性品質向上等加算助成	取組面積	60.7 ha	63.0 ha
6	大豆、そば、別記1	生産工程管理認証加算助成	取組面積	28.6 ha	34.0 ha
7	たまねぎ、ブロッコリー、別記1（えごま除く）	露地野菜・施設野菜作付助成	作付面積	0.17 ha	2.5 ha
8	戦略作物、なたね、カモミール	二毛作助成	作付面積	10.5 ha	12.0 ha
9	飼料用米	耕畜連携助成（わら利用）	利用面積	61.3 ha	63.0 ha
10	飼料作物	耕畜連携助成（水田放牧）	実施面積	17.8 ha	20.0 ha
11	飼料用米、WCS用稲	飼料用米・WCS用稲作付集積支援	集積面積	23.7 ha	60.0 ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

別記1

キャベツ、えごま、いちご、メロン、アスパラガス、白ねぎ、ミニトマト

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 島根県

協議会名: 大田市農業再生協議会

新様式(公表用)

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	振興作物作付支援	1	16,000	キャベツ、えごま、いちご、メロン、アスパラガス、白ねぎ、ミニトマト	作付面積に応じて支援
2	省力化共同利用加算助成	1	8,000	WCS用稲、大豆、そば、えごま、白ねぎ	収穫調製作業のいずれかを対象作物専用の農機をリース・共同利用した実面積、または収穫作業を委託した実面積を支援
3	集積加算助成	1	6,000	大豆、そば、キャベツ、えごま、いちご、メロン、アスパラガス、白ねぎ、ミニトマト	作付面積に応じて支援(露地栽培1ha以上、施設栽培20a以上)
4	作付規模拡大加算助成	1	5,000	WCS用稲、大豆、そば、キャベツ、えごま、いちご、メロン、アスパラガス、白ねぎ、ミニトマト	拡大面積に応じて支援(過去2年の作付面積の最大値よりも拡大した面積を支援)
5	生産性品質向上等加算助成	1	2,000	WCS用稲、飼料用米、大豆、キャベツ、えごま、白ねぎ、アスパラガス	牛ふん堆肥 1t/10a以上または鶏ふん 150kg/10a以上散布した実面積を支援
6	生産工程管理認証加算助成	1	6,000	生産工程管理の認証を受けた大豆、そば、キャベツ、えごま、いちご、メロン、アスパラガス、白ねぎ、ミニトマト	作付面積に応じて支援(生産工程管理認証を受けた作物に限る)
7	露地野菜・施設野菜作付助成	1	8,000	たまねぎ、ブロッコリー、キャベツ、いちご、メロン、アスパラガス、白ねぎ、ミニトマト	作付面積に応じて支援(露地栽培5a以上、施設栽培1a以上) ※県産地交付金(作付支援)、地域産地交付金(振興作物作付支援と重複支援はできない)
8	二毛作助成	2	7,000	戦略作物、なたね、カモミール	作付面積に応じて支援
9	耕畜連携助成(わら利用)	3	6,000	飼料用米	利用供給協定の締結 利用面積に応じて支援
10	耕畜連携助成(水田放牧)	3	6,000	飼料作物	利用供給協定の締結 取組面積に応じて支援
11	飼料用米・WCS用稲作付集積支援	1	5,000	飼料用米、WCS用稲	作付面積に応じて支援(5ha以上)

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。